

附則
この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二十条第一項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の数別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県の職員の数別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の数別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

| | | |
|--|---|-------------------------------|
| 局長 秘書室長 技術次長 九州国立博物館対策長 県立病院対策長 農地整備対策長 | を | 局長 秘書室長 技術次長 農地整備対策長 |
|--|---|-------------------------------|

| | | | |
|-------|----|------|------------|
| 東京事務所 | 課長 | 総務課長 | 副所長 企画監 |
|-------|----|------|------------|

| | | | |
|-------|----|------|-----|
| 東京事務所 | 課長 | 総務課長 | 副所長 |
|-------|----|------|-----|

| | | | |
|------|-----|-----------|----|
| 消防学校 | 副校長 | 副校長 課長 | 校長 |
|------|-----|-----------|----|

| | | | | |
|-------------|-----|----|-----|----|
| アジア文化交流センター | 副校長 | 課長 | 副所長 | 所長 |
|-------------|-----|----|-----|----|

| | | | | | |
|------|-----|-----------|----|--|--|
| 消防学校 | 副校長 | 副校長 課長 | 校長 | | |
|------|-----|-----------|----|--|--|

| | | | | | |
|----------|-----|----|----|--|--|
| 消費生活センター | 副校長 | 次長 | 所長 | | |
|----------|-----|----|----|--|--|

| | | | | | |
|-------------|-----|----|-----|--|----|
| 消費生活センター | 副校長 | 次長 | 所長 | | |
| アジア文化交流センター | 副校長 | 課長 | 副所長 | | 所長 |

| | | |
|----------|------|------|
| 人事委員会事務局 | 企画主査 | 参事補佐 |
|----------|------|------|

| | | |
|----------|------|--------------|
| 人事委員会事務局 | 企画主査 | 参事補佐 企画主幹 |
|----------|------|--------------|

| | | | | |
|-------|---|---------------|---|---|
| 船長（乙） | を | 船長（乙） 企画主査 | に | に |
|-------|---|---------------|---|---|

警察課110センター

| | | | | |
|---|---|------------------------------|---|---|
| 部長 理事 次長 技術次長 医監 県立病院対策長 | を | 部長 理事 次長 技術次長 医監 | に | に |
|---|---|------------------------------|---|---|

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号

）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

を

に、

| |
|---------------------|
| 理事（人事委員会が定めるものに限る。） |
| 局長 |
| 秘書室長 |
| 次長 |
| 技術次長 |
| 医監 |
| 九州国立博物館対策長 |
| 県立病院対策長 |
| 農地整備対策長 |

| |
|---------------------|
| 理事（人事委員会が定めるものに限る。） |
| 局長 |
| 秘書室長 |
| 次長 |
| 技術次長 |
| 医監 |
| 農地整備対策長 |

| |
|-------|
| 東京事務所 |
| 所長 |
| 副所長 |
| 企画監 |
| 四種 |
| 一種 |

| |
|-------|
| 東京事務所 |
| 所長 |
| 副所長 |
| 四種 |
| 一種 |

| |
|--------------|
| 消防学校 |
| 校長 |
| 三種 |
| アジア文化交流センター |
| 所長 |
| 一種 |
| 副所長 |
| 四種 |
| 学院長 |
| 五種 |
| 歯科大学附属歯科衛生学院 |

| |
|--------------|
| 消防学校 |
| 校長 |
| 三種 |
| 歯科大学附属歯科衛生学院 |
| 学院長 |
| 五種 |

を

に、

を

に、

| | |
|------------|----|
| 障害者更生相談所 | 所長 |
| 食肉衛生検査所 | 所長 |
| 消費生活センター | 所長 |
| バスポートセンター | 所長 |
| 労働福祉事務所 | 所長 |
| 高等技術専門学校 | 校長 |
| 障害者職業能力開発校 | 校長 |
| 商工事務所 | 所長 |
| 計量検定所 | 所長 |
| 三種 | |

を

| | |
|-------------|-----|
| 障害者更生相談所 | 所長 |
| 食肉衛生検査所 | 所長 |
| 消費生活センター | 所長 |
| アジア文化交流センター | 副所長 |
| バスポートセンター | 所長 |
| 労働福祉事務所 | 所長 |
| 高等技術専門学校 | 校長 |
| 障害者職業能力開発校 | 校長 |
| 商工事務所 | 所長 |
| 計量検定所 | 所長 |
| 三種 | |
| 四種 | |
| 一種 | |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「医監 九州国立博物館対策長 県立病院対策長」を「医監」に改め、「九州国立博物館室」を削り、同表人事委員会事務局の項職の欄を次のように改める。

事務局長 事務局長次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補佐 企画主幹
係長 企画主査 事務主査

別表第二東京事務所の中「副所長 企画監」を「副所長」に改め、同表アジア文化交流センターの項を削り、

消費生活センター

所長

を

消費生活センター

所長

に改める。

アジア文化交流センター

所長 副所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二條第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中課長の決裁事項及び副課長の決裁事項の項を次のように改める。

| | |
|------------------------------------|---|
| 任用課にあつては副課長、 給与公平課にあつては課長 補佐 | 任用課にあつては課長が指定する職員 、給与公平課にあつては当該事務を所 掌する係の係長 |
| 課長が指定する職員 | 課長が指定する職員 |

別表第二 三 事務局長の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表任用課の項第三項第七号中「試験監督員に限る」を「面接試験委員を除く」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）